

岩手県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月27日

岩手県教育委員会

教育長 佐藤 博

岩手県教育委員会規則第3号

岩手県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

岩手県教育委員会行政組織規則（昭和37年岩手県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後																																																												
(室及び課の分掌事務)		(室及び課の分掌事務)																																																												
第16条 本庁の室及び課の分掌事務は、次のとおりとする。		第16条 本庁の室及び課の分掌事務は、次のとおりとする。																																																												
<table border="1"><thead><tr><th>室及び課</th><th>分掌事務</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="27">教育企画室</td><td>企画担当の分掌事務</td></tr><tr><td>(1) [略]</td></tr><tr><td>(2) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱に関すること。</td></tr><tr><td>(3) [略]</td></tr><tr><td>(4) [略]</td></tr><tr><td>(5) [略]</td></tr><tr><td>(6) [略]</td></tr><tr><td>(7) [略]</td></tr><tr><td>(8) [略]</td></tr><tr><td>(9) [略]</td></tr><tr><td>(10) [略]</td></tr><tr><td>(11) [略]</td></tr><tr><td>(12) [略]</td></tr><tr><td>(13) [略]</td></tr><tr><td>(14) [略]</td></tr><tr><td>(15) [略]</td></tr><tr><td>(16) [略]</td></tr><tr><td>(17) [略]</td></tr><tr><td>(18) [略]</td></tr><tr><td>(19) [略]</td></tr><tr><td>(20) [略]</td></tr><tr><td>(21) [略]</td></tr><tr><td>(22) [略]</td></tr><tr><td>(23) [略]</td></tr><tr><td>(24) [略]</td></tr><tr><td>(25) [略]</td></tr><tr><td>(26) [略]</td></tr><tr><td>(27) [略]</td></tr></tbody></table>	室及び課	分掌事務	教育企画室	企画担当の分掌事務	(1) [略]	(2) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱に関すること。	(3) [略]	(4) [略]	(5) [略]	(6) [略]	(7) [略]	(8) [略]	(9) [略]	(10) [略]	(11) [略]	(12) [略]	(13) [略]	(14) [略]	(15) [略]	(16) [略]	(17) [略]	(18) [略]	(19) [略]	(20) [略]	(21) [略]	(22) [略]	(23) [略]	(24) [略]	(25) [略]	(26) [略]	(27) [略]	<table border="1"><thead><tr><th>室及び課</th><th>分掌事務</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="27">教育企画室</td><td>企画担当の分掌事務</td></tr><tr><td>(1) [略]</td></tr><tr><td>(2) [略]</td></tr><tr><td>(3) [略]</td></tr><tr><td>(4) [略]</td></tr><tr><td>(5) [略]</td></tr><tr><td>(6) [略]</td></tr><tr><td>(7) [略]</td></tr><tr><td>(8) [略]</td></tr><tr><td>(9) [略]</td></tr><tr><td>(10) [略]</td></tr><tr><td>(11) [略]</td></tr><tr><td>(12) [略]</td></tr><tr><td>(13) [略]</td></tr><tr><td>(14) [略]</td></tr><tr><td>(15) [略]</td></tr><tr><td>(16) [略]</td></tr><tr><td>(17) [略]</td></tr><tr><td>(18) [略]</td></tr><tr><td>(19) [略]</td></tr><tr><td>(20) [略]</td></tr><tr><td>(21) [略]</td></tr><tr><td>(22) [略]</td></tr><tr><td>(23) [略]</td></tr><tr><td>(24) [略]</td></tr><tr><td>(25) [略]</td></tr><tr><td>(26) [略]</td></tr></tbody></table>	室及び課	分掌事務	教育企画室	企画担当の分掌事務	(1) [略]	(2) [略]	(3) [略]	(4) [略]	(5) [略]	(6) [略]	(7) [略]	(8) [略]	(9) [略]	(10) [略]	(11) [略]	(12) [略]	(13) [略]	(14) [略]	(15) [略]	(16) [略]	(17) [略]	(18) [略]	(19) [略]	(20) [略]	(21) [略]	(22) [略]	(23) [略]	(24) [略]	(25) [略]	(26) [略]
室及び課	分掌事務																																																													
教育企画室	企画担当の分掌事務																																																													
	(1) [略]																																																													
	(2) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱に関すること。																																																													
	(3) [略]																																																													
	(4) [略]																																																													
	(5) [略]																																																													
	(6) [略]																																																													
	(7) [略]																																																													
	(8) [略]																																																													
	(9) [略]																																																													
	(10) [略]																																																													
	(11) [略]																																																													
	(12) [略]																																																													
	(13) [略]																																																													
	(14) [略]																																																													
	(15) [略]																																																													
	(16) [略]																																																													
	(17) [略]																																																													
	(18) [略]																																																													
	(19) [略]																																																													
	(20) [略]																																																													
	(21) [略]																																																													
	(22) [略]																																																													
	(23) [略]																																																													
	(24) [略]																																																													
	(25) [略]																																																													
	(26) [略]																																																													
(27) [略]																																																														
室及び課	分掌事務																																																													
教育企画室	企画担当の分掌事務																																																													
	(1) [略]																																																													
	(2) [略]																																																													
	(3) [略]																																																													
	(4) [略]																																																													
	(5) [略]																																																													
	(6) [略]																																																													
	(7) [略]																																																													
	(8) [略]																																																													
	(9) [略]																																																													
	(10) [略]																																																													
	(11) [略]																																																													
	(12) [略]																																																													
	(13) [略]																																																													
	(14) [略]																																																													
	(15) [略]																																																													
	(16) [略]																																																													
	(17) [略]																																																													
	(18) [略]																																																													
	(19) [略]																																																													
	(20) [略]																																																													
	(21) [略]																																																													
	(22) [略]																																																													
	(23) [略]																																																													
	(24) [略]																																																													
	(25) [略]																																																													
	(26) [略]																																																													

- (28) [略]
- (29) [略]
- (30) [略]
- (31) [略]
- (32) [略]
- (33) [略]
- (34) [略]

予算財務担当の分掌事務

- (1)～(5) [略]
- [略]

[略]

(分掌事務)

第25条 教育事務所の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 県費負担教職員及び非常勤事務職員の任免、給与その他の人事事務に関する事。
  - (2)～(11) [略]
- (職及び職務)

第28条 事務局に、次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を置き、事務職員又は技術職員をもって充て、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分	職	職 務
	教育次長	教育長を補佐し、 上司の命を受け、企画及び調整に関する事務を掌理する。

本 [略]

- (27) [略]
- (28) [略]
- (29) [略]
- (30) [略]
- (31) [略]
- (32) [略]
- (33) [略]

学校教育情報化担当の分掌事務

- (1) 学校教育の情報化の推進に関する事。
- (2) 県立学校の情報通信機器の整備に関する事。

予算財務担当の分掌事務

- (1)～(5) [略]
- [略]

[略]

(分掌事務)

第25条 教育事務所の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 県費負担教職員及び会計年度任用職員の任免、給与その他の人事事務に関する事。
  - (2)～(11) [略]
- (職及び職務)

第28条 事務局に、次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を置き、事務職員又は技術職員をもって充て、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分	職	職 務
	教育局長	教育長を補佐し、 上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、事務局の事務を掌理する。
	教育次長	上司の命を受け、企画及び調整に関する事務を掌理するとともに、教育局長に事故があるとき、又は教育局長が欠けたときは、その職務を代理する。

本 [略]

庁	教育企画室	教育企画推進監	[略]
		予算財務課長	
		[略]	
	[略]		
	学校教育課	学力向上担当課長	[略]
	[略]		
[略]			
[略]			

2・3 [略]

(職及び職務)

第45条 [略]

2 前項に規定する職のほか、学校以外の教育機関に、次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、主幹及び副主幹にあつては事務職員を、その他の職にあつては事務職員又は技術職員をもって充て、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分	職	職 務
総合教育センター	主幹	[略]
	[略]	
[略]		

3 [略]

庁	教育企画室	教育企画推進監	[略]
		学校教育情報化担当課長	
		予算財務課長	
		[略]	
	[略]		
学校教育課	学力向上課長	[略]	
	[略]		
[略]			
[略]			

2・3 [略]

(職及び職務)

第45条 [略]

2 前項に規定する職のほか、学校以外の教育機関に、次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、主幹及び副主幹にあつては事務職員を、その他の職にあつては事務職員又は技術職員をもって充て、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分	職	職 務
総合教育センター	特命参事	<u>上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、総合教育センターの事務で特に命ぜられた事務を掌理する。</u>
	主幹	[略]
[略]		

3 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。